

県営発電施設PFI手法検討調査及び導入可能性調査業務委託 公募プロポーザル
質問と回答(4月26日到着分)

	質問	ご回答
	4月26日 到着分	
1	本件業務の受託者（協力者等を含む）の親会社及び子会社は、今後の発電施設PFI事業の事業者側には参画できないと考えてよろしいでしょうか（県側アドバイザーとしての利益相反により）。	本件業務の受託者（協力者を含む）に関しては今後見込まれる発電施設のPFI事業の事業者側に参画できます。ただし、今後予定されるアドバイザー業務の受託者等については事業者としての参画に制限を設けることを予定しています。
2	仕様書4（1）④FPI手法の導入対象施設の検討に、すべての検討対象施設のVFM概略算定とありますが、20施設のVFMを算定するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 本業務の目的達成において、どのようなVFM算定が必要であるかについては、提案書に関する恐れのあることからお答えできません。
3	仕様書4（1）（2）の一次ヒアリング及びサウンディングについて、それぞれ調査対象数について、業務コストの積算に関係するため、想定数があれば教えてください。	本業務の目的達成において、どの程度の調査対象数が必要であるかについては、提案書に関する恐れのあることからお答えできません。
4	仕様書4（2）で3施設を対象とありますが、4（1）の検討結果により、対象施設が全施設となったとしても、予算額（契約額）は変わらないという理解でよろしいでしょうか。	「4（1）の検討結果によっては、対象施設数を変更する。」は、併せて契約額の増額・減額も行います。
5	仕様書4（2）④民間事業者サウンディングに施設改修計画概要とありますが、この段階で事業者に提案させる趣旨でしょうか。	本業務の目的達成において、民間事業者のサウンディング内容を具体的に示すことは、提案書に関する恐れのあることからお答えできません。
6	仕様書7（2）イ（再委託の禁止）において、本業務の中核となる部分とは、具体的には仕様書項目のどちらが該当しますか。	本業務は公募型プロポーザルにより業者選定することから、中核となる部分は業務の全てであり、具体的に仕様書項目で示されるものではありません。 なお、再委託については契約締結後に個別に甲乙協議するものとします。
7	作成要領に直接雇用する会計士、弁護士、技術士については免状の写しが必要とされますが、士業が所属している協会の登録証明書で代用可能でしょうか。	代用可能とします。
8	調達公告4評価方法に「経営、・・・に関する専門家・有資格者」とありますが、「経営に関する専門家」の具体的な想定がありましたら、ご教示ください。	本業務の目的達成において、どのような専門家が必要かは、提案書に関する恐れのあることからお答えできません。
9	調達公告4評価方法に「・・・専門家・有資格者が可能な限り直接雇用により配置されているか」とされていますが、ここでいう専門家・有識者は、協力者等に所属（直接雇用）の者も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

県営発電施設PFI手法検討調査及び導入可能性調査業務委託 公募プロポーザル
質問と回答(4月26日到着分)

	質問	ご回答
10	プレゼンテーション時には、提出した企画提案書の内容を基本として、別途A4横等のパワーポイント形式の資料を作成・用意して説明をする、との理解でよろしいでしょうか。	プレゼンテーションの様式、内容は特に決めていませんので、常識的な形態で実施してください。
11	プレゼンテーションの出席者数に上限はありますか。	特に制限等はありませんが、常識的な範囲としてください。 なお、協力者等の参加も可能です。
12	作成要領の企画提案書の枚数は、PFI手法検討調査業務に係る企画提案書と、PFI手法導入可能性調査業務に係る企画提案書を合計して3頁との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
13	「業務実績調書」の付属書類「契約書等の写し」とは鑑文のみでしょうか。あるいは契約書全文でしょうか。	業務実績調書に記載した事項が確認できる範囲で提出してください。
14	付属書類の「契約書等の写し」において、民間事業者間の契約締結上、守秘義務に係る事項（契約金額等）については黒塗り（マスキング）した形で提出してもよろしいでしょうか。	そのとおりです。
15	2つの調査業務それぞれごとに見積を行うとされていますが、これらについては、いずれも、調達公告1（4）に記載されている予算額以内とする必要があると理解してよろしいでしょうか。	2つの調査業務それぞれで見積を行いますが、いずれもが予算額以内にする必要はなく、その見積額の合計金額が予算額以内である提案をしてください。
16	「従事予定者一覧及び経歴等に関する調書」で記載すべき従事予定者には、協力者等も所属する者も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
17	「なお、提出書類一式をPDF・・・電子媒体を併せて提出すること。」とありますが、電子媒体は1部でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
18	本業務の受託者として業務を実施した場合においても、継続業務に当たるPFIアドバイザー業務の受託には、支障がないと理解してよろしいでしょうか。	今後予定される県営発電施設のPFIアドバイザー業務の公募において、本業務を受託したことにより参加を制限されません。
19	プレゼンテーションについて、持参したPCを貴県プロジェクターに接続して投影することは可能でしょうか。	可能です。VGA接続端子での接続になりますが動作を保証するものではありません。